

# 身体拘束ゼロへの取組



今回は、相談員が訪問している事業所や施設の、身体拘束ゼロへの取り組みについて紹介します。  
市内の事業所や施設は、国の指針等に基づいて身体拘束ゼロへの取り組みを行っています。

## 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないようにY字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。



※身体拘束は、極めて慎重に実施されることが必要で「緊急やむを得ない場合」の3要件(切迫性・非代替性・一時性)を全て満たさなければ実施しません。

※上記の身体拘束(フィジカルロック)の他、言葉による拘束(スピーチロック)、薬物拘束(ドラッグロック)などがあります。

## スピーチロック

- 言葉によって利用者の行動を抑制し、制限したりする介護者の「言葉による対応」を指します。具体的な例としては、「動いたらダメ」「立ち上がらないで」「どうしてそんなことするの」のように叱責の言葉も対象となります。

## ドラッグロック

- 本人にとって必要性があるからではなく、対応者側の都合により、薬物使用によって、本人の行動等を抑制することを指し、薬物を使った拘束ともいえますが、はっきりした定義はありません。

◎島田市は、身体拘束禁止に取り組んでいます。

○具体的な取組

- 介護保険事業者への実地指導の実施
- 介護相談員養成研修・現任研修の実施
- 拘束相談窓口の設置

・連絡先：島田市役所 長寿介護課 Tel.34-3294(直通)

